

公示送達書

所沢市告示 第 399 号

令和8年9月2日

下記の書類は、収税課（所沢市役所低層棟2階）に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があつたものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小 野 塚 勝 俊

送 達 す べ き 書 類	送 達 を 受 け る 者
---------------	---------------